

## 12. 地球温暖化対策

## 1 2 . 地球温暖化対策

### 概 況

地球温暖化とは、温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など）の大気中の濃度が高まることにより、大気中や地表にとどまる熱が多くなり、地表面の温度が上昇する現象である。地球温暖化が進行すると、海面上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行等の悪影響をもたらしている。

この地球規模の問題に対し、1992年5月に国連気候変動枠組条約が採択され、同年6月の国連環境開発会議(地球サミット)では、日本を含む155カ国が署名を行い、1994年に発効した。

1997年12月に京都市において開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）では、将来の地球温暖化防止について先進国における温室効果ガスの排出削減目標などを定めた法的拘束力をもつ「京都議定書」が採択され、日本は「2008年から2012年までの期間中に1990年の水準より6%削減する」ことを世界に約束した。

それを受け、国は1998年10月に国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれの責務と取組を定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」を公布し、1999年4月に全面施行した。

気候変動枠組条約締約国会議（COP）では、2013年3月31日に第一約束期間が終了した京都議定書に代わる2020年以降の新たな枠組みづくりに向けた議論を行った。2015年12月にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、2020年以降すべての国が合意のもとに温暖化問題に取り組むための仕組みを示した新しい国際条約パリ協定が採択された。

この協定は、世界共通の長期目標として世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを言及した。各国の目標は、それぞれの国の異なる事情に照らし差異のある責任を負う各国の能力の原則を反映し実施することとし、日本は2020年までに提出する約束草案で2030年までに2013年比26%減の温室効果ガス削減目標を掲げた。

### （1）エコアクション一宮

本市では、地球温暖化対策推進法第20条の3に基づき、自らが率先して事務事業を見直し、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出の削減を行うことを目的とした、地球温暖化対策実行計画「エコアクション一宮」を策定し、平成13年4月より実施している。平成29年度は平成28年度から平成32年度を対象期間とする「第4次エコアクション一宮」に取り組んでいる。

「第4次エコアクション一宮」では、平成32年度までに温室効果ガスの排出量を

平成 27 年度実績より 8%削減することを目標としている。公の施設を含む各庁舎等の市関連施設を対象とし、環境に配慮しながら日常の事務・事業を推進し、空調機器や照明器具の適正使用等に率先して取り組み、環境への負荷を低減するように努める。夏期期間中にはノーネクタイを励行する「さわやかエコスタイルキャンペーン」などを実施している。

また、毎月第 1 水曜日を「ノーカーデー」と定め、車通勤の職員に対し、徒歩、自転車、公共交通機関で通勤することを呼びかけている。

① 温室効果ガスの排出状況

平成 29 年度中の市関連施設における温室効果ガスの排出量は、106,994.2 t（二酸化炭素換算値）、基準年度比 0.2%減少した。そのうち二酸化炭素は、103,073.0 t、全体の 96.3%を占めている。資源やエネルギー使用量は、表 12-1、表 12-2 のとおりである。

表 12-1 資源及びエネルギーの使用状況

項 目		(単位)	基準年度 (H27)	平成 29 年度	基準年度比 増減 (%)
エ ネ ル ギ ー 使 用 量	電気	(kWh)	66,398,493	67,238,388	1.3
	ガソリン	(ℓ)	210,471	217,193	3.2
	灯油	(ℓ)	228,379	225,561	△ 1.2
	軽油	(ℓ)	146,491	205,378	40.2
	A重油	(ℓ)	1,273,183	1,359,785	6.8
	液化石油ガス (LPG)	(kg)	82,475	102,343	24.1
	液化天然ガス (LNG)	(kg)	1,172	727.5	△ 37.9
	都市ガス	(m <sup>3</sup> )	3,923,915	4,246,910	8.2
廃プラスチック類	(t)	20,311	20,037	△ 1.3	
水道水使用量	(m <sup>3</sup> )	1,228,263	1,197,925	△ 2.5	
コピー用紙	(枚)	21,274,764	21,029,379	△ 1.2	

表12-2 温室効果ガス排出状況

温室効果ガスの種類		基準年度 [H27] (トンCO <sub>2</sub> )	平成29年度 (トンCO <sub>2</sub> )	基準年度比 増減(%)
二酸化炭素	電気	33,000.1	32,610.6	△ 1.2
	ガソリン	488.3	503.9	3.2
	灯油	568.7	562.0	△ 1.2
	軽油	378.0	529.9	40.2
	A重油	3,450.3	3,685.0	6.8
	液化石油ガス(LPG)	247.4	307.0	24.1
	液化天然ガス(LNG)	3.2	2.0	△ 38.8
	都市ガス	8,750.3	9,470.6	8.2
	廃プラスチック類	56,159.9	55,402.3	△ 1.3
		(CO <sub>2</sub> )	103,046.1	103,073.0
メタン	(CH <sub>4</sub> )	854.7	784.7	△ 8.2
一酸化二窒素	(N <sub>2</sub> O)	3,291.5	3,106.9	△ 5.6
ハイドロフルオロカーボン	(HFC)	5.8	5.4	△ 6.9
六ふっ化硫黄	(SF <sub>6</sub> )	24.2	24.2	0.0
合計		107,222.4	106,994.2	△ 0.2

② グリーン購入の実施状況

平成 29 年度中の調達対象品目総購入額に占める特定調達物品購入額の割合であるグリーン購入率は、表 12-3 のとおり全体で 88.5%である。

表 12-3 品目別グリーン購入状況

分類		適合率	
紙類・文具類	紙類	76.3%	80.2%
	文具類	91.2%	
オフィス家具等	オフィス家具等	97.3%	97.3%
電化製品等	画像機器等	86.5%	87.3%
	電子計算機等	99.0%	
	オフィス機器等	97.9%	
	携帯電話等	100.0%	
	家電製品	100.0%	
	エアコンディショナー等	—	
照明	76.7%		
自動車等	自動車等	99.8%	99.8%
消火器	消火器	100.0%	100.0%
繊維製品	制服・作業服等	90.7%	90.8%
	インテリア・寝装寝具	99.1%	
	作業手袋	71.0%	
	その他の繊維製品	95.1%	
設備	設備	100.0%	100.0%
役務・公共工事	役務	95.9%	95.9%
	公共工事	37.2%	
総合計		88.5%	

(2) 一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

地球温暖化対策推進法第20条の3第3項に基づき、市域内で排出される温室効果ガスの削減を推進するため、平成24年4月に「一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定した。この計画の中で、中期目標である平成32年度には基準年度（平成2年度）比15%削減を目指し、長期目標である平成62年度には基準年度比80%を削減目標としており、市民・事業者・市の各主体が温室効果ガス削減のため積極的な行動に取り組むよう推進している。

① 温室効果ガスの排出状況

平成27年度中の市全域における温室効果ガス排出量は、表12-4のとおり基準年度比で4.9%の減少となった。

表12-4 一宮市域内の温室効果ガス排出量(推計量) (トンCO<sub>2</sub>)

部 門	基準年度 (平成2年度)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年比 (%)	基準年比 (%)
産業	1,305,059	853,435	915,269	894,282	97.7	68.5
民生業務	261,716	304,638	292,464	292,064	99.9	111.6
民生家庭	328,021	479,972	485,271	457,728	94.3	139.5
運輸	471,169	571,719	573,948	581,826	101.4	123.5
廃棄物分野	55,593	77,909	83,608	78,106	93.4	140.5
農業分野	9,162	6,475	6,540	7,553	115.5	82.4
合計	2,430,720	2,294,148	2,357,101	2,311,559	98.1	95.1